

静岡県公安委員会規則第19号

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月30日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、<u>同条第2項各号に掲げる関係書類、規則第18条の2の2に規定する質問票及び写真並びに運転免許受験票（様式第3号）（以下「申請書類等」という。）を運転免許センターに提出するものとする。ただし、令第34条の5第6号の規定に該当する者にあつては、運転免許受験票に規則第24条第9項各号又は第25条に定める基準に達する成績を得た旨が記載されている証明書を添えて提出するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学科試験及び知識の確認等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 外国等の行政庁等の免許を有する者に対する運転について必要な知識の確認は、当該知識に関する問題を<u>10問</u>出題して行う。この場合において、解答形式は正誤式とし、解答時間は<u>10分</u>とする。</p> <p>(運転経歴証明書等の交付等の申請の手続等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 規則第30条の8第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、前項の申請をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p>	<p>(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、<u>同条第2項から第4項まで、第18条及び第18条の2に規定する関係書類及び写真、規則第18条の2の2に規定する質問票並びに運転免許受験票（様式第3号）（以下「申請書類等」という。）を運転免許センターに提出し、又は提示するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学科試験及び知識の確認等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 外国等の行政庁等の免許を有する者に対する運転について必要な知識の確認は、当該知識に関する問題を<u>50問</u>出題して行う。この場合において、解答形式は正誤式とし、解答時間は<u>30分</u>とする。</p> <p>(運転経歴証明書等の交付等の申請の手続等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 規則第30条の8第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、前項の申請をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p>

ただし、警察署分庁舎に運転経歴証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）により本人確認を行うことができる場合

3～11 (略)

ただし、警察署分庁舎に運転経歴証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 運転経歴証明書又は規則第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カード（以下「運転経歴情報記録個人番号カード」という。）により本人確認を行うことができる場合

3～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

静岡県公安委員会 殿

運転免許登録票

現に保有している 免許証等	なし	あり	<input type="checkbox"/> 【1枚】運転免許証のみ <input type="checkbox"/> 【1枚】マイナ免許証のみ <input type="checkbox"/> 【2枚】マイナ免許証と運転免許証											
	新規24	併記44												
受験者番号											手続年月日	年	月	日
免許番号 <small>(免許証等を持っている方)</small>											<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証			
フリガナ														
氏名	氏											名		
生年月日	昭和	平成	令和		年		月		日生	性別	男	女		
	3	4	5							1	2			
本籍・国籍														
住所	郵便番号					電話番号								
	静岡県													
受験する免種	普通、準中型、 大自二、普自二	左記以外の免種の場合は、 右側空欄に記入してください。						全免種共通 (MT・AT)						
免許の条件														

太枠の中を記入してください。

受験区分コード	1	学科技能試験 免除なし	2	学科試験 免除	3	技能試験 免除	4	全部試験 免除	5	3年切れ
練習方法										

- (記入要領) 太枠内のみ記入してください。
- ・免許番号 既に免許がある方は番号を記入する。
記入した番号が免許証番号の場合は運転免許証に、
免許情報記録番号の場合はマイナ免許証にチェックする。
 - ・氏名 漢字は略字を使わず、フリガナはカタカナで記入する。
 - ・生年月日 年号は該当数字を○で囲み、年月日は全て数字2桁で記入する。
 - ・性別 該当する数字を○で囲む。
 - ・本籍・住所 都道府県名から記入する。
 - ・受験する免種 受けようとする免許の種類が、普通、準中型、大自二、普自二、原付のときは○で囲み、それ以外の免許の種類の場合は記入する。
 - ・暗証番号 手続後の免許の持ち方に応じて記入する。
 - ・質問票は本人が記入し、申請書と一緒に運転免許センター窓口
提出してください。

免許保有方法の申告(手続後は以下の保有方法を選択します)

【1枚】運転免許証のみ →①記入

【1枚】マイナ免許証のみ →②記入

【2枚】マイナ免許証と運転免許証 →①②記入

暗証番号	
①運転免許証用	②マイナカード用
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

マイナ有効確認

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている運転免許登録票等は、改正後の自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の相当する様式により提出された運転免許登録票等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。